

令和7年度 杉並区地域密着型サービス及び都市型軽費老人ホーム整備事業者等 (令和8年度開設分) 公募要項

第1章 公募の概要

1 公募の目的

杉並区では、介護を必要とする高齢者等が住み慣れた地域の中で自らの希望やニーズに応じた多様なサービスを選択して利用することができるように、杉並区実行計画及び杉並区高齢者施策推進計画に基づき、介護サービス（在宅・施設）基盤の整備を進めています。

この介護サービス基盤の整備に当たり、質の高いサービスを確保するため、補助制度（第2章参照）を活用し、令和8年度（令和8年12月～令和9年3月）に開設に取り組む事業者等候補者を、プロポーザル方式（公募型）により選定します。

2 募集する介護サービス等^{※1}

介護サービス等	募集圏域等 ^{※2}	公募数
①小規模多機能型居宅介護 ^{※3} ②看護小規模多機能型居宅介護 ^{※3}	高円寺地域	1施設
③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ^{※3}	高井戸地域 方南・和泉地域 上記地域がサービス対象地域 ^{※4}	1施設
④都市型軽費老人ホーム	阿佐谷地域 高円寺地域 方南・和泉地域	1施設

※1 募集する介護サービス等を複数応募された場合でも、全てが補助対象とならない可能性があります。

※2 杉並区では、7地域の日常生活圏域を設定しています。
P.13「第2章4（1）整備等対象地域」をご確認ください。

※3 サテライト型の整備を検討する場合は、事前にご相談ください。

※4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が募集圏域の2地域に所在する必要はありませんが、サービス対象地域に当該2地域が含まれることを要件とします。

3 公募への参加資格

(1) 参加者種別

参加者は、以下のいずれかに当てはまること。

- ① 社会福祉法人
- ② 医療法人
- ③ 特定非営利活動法人
- ④ 一般社団法人、一般財団法人
- ⑤ 農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
- ⑥ 会社法第2条第1号に規定する会社
- ⑦ 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合
- ⑧ 土地所有者等が新たに建物を建築又は既存建物を買い取り改修することにより整備し、
①から⑦に定めるものに建物を賃貸して事業を実施させる場合の土地所有者等

- ⑨ 建物所有者が既存建物の改修により整備し、①から⑦に定めるものに建物を賃貸して事業を実施させる場合の建物所有者

※なお、①～⑦は当該施設の開設までに介護保険法第42条の2に定める「指定地域密着型サービス事業者」となることが条件となります。

(2) 要件

参加者及び施設運営事業者は、以下に掲げる全ての要件を満たしていること。

ただし、②は施設運営事業者に限るものとし、⑩はオーナーが個人の場合は要件から除外するものとする。

- ① 令和8年12月1日から令和9年3月1日までに、P.1「2 募集する介護サービス等」に定める施設を開設すること。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開設準備経費補助制度（P.8「第2章1（2）定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を参照）のみ利用して開設を希望される場合は、開設日は上記日程以前でも調整可能です。事前相談の際にお申し出ください。

- ② 現に老人福祉法又は介護保険法に基づく事業を運営しており、令和7年7月1日時点で、1年以上の事業実績を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ⑤ 杉並区契約における暴力団等排除要綱（平成23年1月17日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ⑥ 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項各号、同法第78条の2第4項各号、同法第115条の2第2項各号及び第115条の12第2項の各規定に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている法人等又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）第4条に掲げる禁止行為を行っていないこと。
- ⑩ 法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税、固定資産税を完納していること。
- ⑪ 財務内容について、直近3会計期間において3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。

4 実施手順

公募から候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

内容	期間等
公募要項の公表	令和7年7月4日（金） ※区公式ホームページからダウンロードできます。 なお、窓口での公募要項の配布は行いません。 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s038/1962.html 
質問受付	令和7年7月11日（金） 午後5時まで
質問回答	令和7年7月18日（金）までに、質問及び回答を区公式ホームページ上で公開 ※公開ページのアドレス・QRコードは上記のとおり
参加申込書提出期限（事前相談）	令和7年7月24日（木） 午後5時まで ※参加申込後に企画提案書等の提出書類を案内します。 そのため、参加申込をせずに企画提案書等を提出することはできません。
企画提案書等提出期限	令和7年8月8日（金） 午後5時まで ※参加申込をしても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。
第一次審査（書類審査）	令和7年8月下旬～9月上旬 ※第一次審査結果は、9月12日（金）頃に発送する予定です。
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年10月上旬
選定結果の通知	令和7年10月下旬

5 応募方法等

（1）公募要項に関する質問の受付及び回答

「4 実施手順」に定める期日までに、P.15「第2章5担当課」へ電話又は電子メール等にて相談・質問してください。電子メールによる場合は、件名を「地域密着型サービス等公募要項に関する質問【事業者名】」としてください。

（2）参加申込書の提出（事前相談）

企画提案書等の提出を予定する者は、以下の提出書類を提出し、区と事前相談を行うものとします。なお、本公募要項に基づかない提案内容は、参加申込書又は企画提案書等の受理対象とならない場合があることをご留意ください。

① 提出書類（各2部）

- ・「地域密着型サービス等の公募に係る参加申込書」（様式1）
- ・計画予定地の周辺地図（周囲の店舗情報等の記載があるもの）
- ・建物配置図

② 提出方法

提出書類を確認の上、事前相談をいたしますので、P.15「第2章5担当課」へ持参してください。必ず事前に電話予約をした上でご来庁願います。

③ 提出期限

令和7年7月24日（木） 午後5時まで

（3）近隣周知

P.14「第2章4（2）近隣住民等対応」を参考に、企画提案書等の提出前に近隣周知を行ってください。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち開設準備経費補助制度のみを活用する場合は、企画提案書等の提出前の条件として近隣周知は不要としますが、開所前には十分に近隣の理解を図ってください。

（4）企画提案書等の提出

① 提出書類

別紙「応募書類一覧」のとおりです。

提出書類の様式は、参加申込書提出（事前相談）の際に提示いたします。

② 提出部数

提出書類は、正本2部、副本9部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください（別紙「ファイル作成要領」参照）。

また、提出書類の副本は、紙媒体の他、CD-ROM等の光学式電子媒体に納め、2組（枚）を提出してください。なお、ExcelやWord等で作成したデータは、PDF形式ファイル化は行わずに提出してください。

③ 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、持参とします（要事前予約）。郵送による提出も可能ですが、遅延を含む事故について、区は責任を負いません。また、電子メールによる提出は受け付けません。

④ 提出先

P.15「第2章5担当課」に同じ

⑤ 提出期限

令和7年8月8日（金） 午後5時必着

未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出（辞退）として取り扱います。

6 候補者の選定手順

杉並区介護基盤施設整備運営事業者等候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、各施設の候補者を選定します。

（１）主な評価基準

評価項目	主な評価内容	
補助事業者等の適格性	・施設の運営実績 ・法人の理念、開設理由	・財務状況の健全性
運営方針等	・施設運営方針、理念 ・職員確保、体制	・収支シミュレーション ・人材育成
サービス内容	・利用者のケア ・利用料金 ・より良いサービスの提供	・利用者の保護 ・衛生管理
連携体制	・地域等との連携	・医療機関等との連携
施設設計	・高齢者に配慮した設計 ・地域への配慮 ・防犯、安全	・労働環境 ・近隣環境への配慮 ・サービス内容との整合性
総合評価	・第一次・第二次審査全体を通じた総合評価	

（２）審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で書類審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の６割以上の点数を得た事業者等のうち、各施設３者程度を想定）を選定します。

② 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定委員会でプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、第一次審査及び第二次審査の配点総合計の６割以上の点数を得た参加者のうち、施設ごとに最上位の事業者等を候補者として選定します。

（３）選定結果通知

選定委員会から報告を受けた後、区として候補者を決定します。

最終的な結果は、令和７年１０月下旬に書面により通知します。

なお、非選定の通知を受けた参加事業者等は、非選定理由についての説明を求めることができます。

（４）審査結果の公表

審査・選定結果については、以下の項目等を区公式ホームページで公表します。

- ・選定された候補者名及び所在地
- ・参加事業者等名
- ・選定経過
- ・選定理由
- ・選定委員の職名及び氏名
- ・事業計画概要書
- ・評価項目
- ・評価点

※参加者数及び選定結果に関係なく、公表します。

7 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。なお、失格となった場合は、すでに提出されている書類は返却しません。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募資格を満たさなくなった場合
- ウ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- エ 応募団体（応募予定者の関係者を含む）が、選定委員会等の設置から最終的な選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員並びにこの公募に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合は、上記の接触には該当しません。

- ・募集要項に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区と契約等を締結している委託業務等の履行に必要な行為
- ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席

- オ 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

8 公募に係るその他留意事項

（１）費用負担

応募に要する費用は、全て参加事業者等の負担とします。

（２）提出書類の表記

提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。

（３）提出書類の修正変更の禁止

提出した企画提案書等の修正又は変更は認めません。ただし、選定委員会が必要と認めた場合は、この限りではありません。

（４）提出書類等の取扱い

提出した企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しません（失格の場合を含む）。必要に応じて参加事業者等の負担により複写しておいてください。

（５）追加書類の提出

選定委員会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

（６）提出書類の情報公開

提出した企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。また、区は提出された書類等について、必要に応じて無償で使用できるものとします。

（７）候補者の非選定

選定委員会の審査の結果、一定の点数を満たす応募事業者等がいなかった場合、候補者を選定しません。

（８）応募の辞退等

応募書類提出後に辞退する場合は、速やかにP. 15「第2章5担当課」に連絡し、様式2「辞退届」を提出してください。

なお、候補者が辞退した場合、又は失格要件に該当することが判明した場合、次順位の参加事業者等との調整を図ることとします。

第2章 補助金の概要

1 補助金の種別

(1) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

①施設整備費

補助基準額	都区加算額	補助対象経費
39,600千円 (1施設) ※合築・併設する場合 1.05を乗じた額	宿泊定員に応じて以下のとおり 宿泊定員 1人 1,480千円 " 2人 9,230千円 " 3人 16,970千円 " 4人 24,720千円 " 5人 32,470千円 " 6人 40,210千円 " 7人 47,960千円 " 8人 55,710千円 " 9人 63,460千円	工事費又は工事請負費及び 工事事務費 (工事費等の2.6%が限度)

※合築・併設については、事前に相談をしてください。

合築・併設加算が対象となる施設は、次のとおりです。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設

②開設準備経費

種別	交付基礎単価	単位	区加算額	補助対象経費
開設準備経費	989千円	宿泊定員数	500千円 ※1施設当たり	開設前6月に係る、需用費、使用料、賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、賃金、旅費、役務費及び委託料
職員の住居確保のための経費			300千円 ※1施設当たり	開設前6月に係る介護職員等に対する住居確保経費(ただし、介護職員等一人当たり100千円を上限とする)

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、

本公募における施設整備補助制度と併せて利用する場合のみ補助対象とします。

開設準備経費補助制度のみの申請は受け付けません。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①施設整備費

補助基準額	加算額	補助対象経費
7,000千円 (1施設) ※合築・併設する場合 1.05を乗じた額		工事費又は工事請負費及び 工事事務費 (工事費等の2.6%が限度)

※合築・併設については、事前に相談をしてください。

合築・併設加算が対象となる施設は、次のとおりです。

・小規模多機能型居宅介護拠点等 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設

②開設準備経費

種別	交付基礎単価	単位	区加算額	補助対象経費
開設準備経費	16,600千円	1施設	500千円 ※1施設当たり	開設前6月に係る、需用費、使用料、賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、賃金、旅費、役務費及び委託料
職員の住居確保のための経費			300千円 ※1施設当たり	開設前6月に係る介護職員等に対する住居確保経費（ただし、介護職員等一人当たり100千円を上限とする）

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、開設準備経費補助制度のみの申請を受け付けています。

(3) 都市型軽費老人ホーム

①施設整備費

区分	補助単価	併設加算※1	単位	備 考
事業者創設型※2	7,940千円	1,000千円	定員一人 当たり	入所定員…5人以上20人以下 工事費又は工事請負費及び 工事事務費 (工事費等の2.6%が限度)
事業者改修型※3,6	5,550千円	700千円		
オーナー創設型※4	7,940千円	1,000千円		
オーナー改修型※5,6	5,550千円	700千円		

※1 併設加算が対象となる施設は、次のとおりです。

- ・介護老人保健施設
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・訪問看護ステーション

※2 事業者創設型：運営事業者が、自ら設置運営する目的で、建物を新築すること、又は既存建築物を買い取り改修すること。

※3 事業者改修型：運営事業者が、自ら設置運営する目的で、所有建物を改修すること、又は借上げ建物を改修すること。

※4 オーナー創設型：土地所有者等が、運営事業者に建物を貸し付ける目的で、建物を新築すること、又は既存建築物を買い取り改修すること。

※5 オーナー改修型：建物所有者が、運営事業者に貸し付ける目的で、所有する建物を改修すること。

※6 事業者改修型及びオーナー改修型については、杉並区補助金等交付規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとします。

②開設準備経費

種別	交付基礎単価	単位	区加算額	補助対象経費
開設準備経費	496千円	定員数	500千円 ※1施設当たり	開設前6月に係る、需用費、使用料、賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、賃金、旅費、役務費及び委託料
職員の住居確保のための経費			200千円 ※1施設当たり	開設前6月に係る介護職員等に対する住居確保経費（ただし、介護職員等一人当たり100千円を上限とする）

※都市型軽費老人ホームについては、本公募における施設整備補助制度と併せて利用する場合のみ補助対象とします。

開設準備経費補助制度のみの申請は受け付けません。

(4) 定期借地権設定のための一時金

施設用地確保のため、50年以上の期間で定期借地権設定契約の締結及び一時金（借地代の前払いの性格を有するもの）を支出するものを対象に土地所有者に支払われた一時金に対し、当該用地に係る国税局長が定める路線価の1／2を配分基準として補助します。ただし、10億円を限度とします。

なお、東京都の補助金を活用しているため、補助条件等が変更となる場合があります。

2 補助金等スケジュール

(1) 施設整備費

内容	時期	
	・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	都市型軽費老人ホーム
選定結果の通知 (区→事業者等)	令和7年10月下旬	
東京都補助協議書提出 (事業者等と調整し区が提出)	令和7年11月7日(金)	令和7年11月14日(金)
東京都検討委員会		令和8年2月上旬 ^{※1}
東京都補助内示 ^{※2} 杉並区補助内示通知 (区→事業者等)	令和7年12月中旬	令和8年5月中旬
入札・契約 (事業者等による)	補助内示後 ^{※3}	補助内示後 ^{※3}
着工 (事業者等による)	令和7年度中 ^{※4}	令和8年度中
開設 (事業者等による)	令和8年度中	令和8年度中
【参考】 補助金請求の流れ	事業完了後 ^{※5} 、実績報告提出 → 審査 → 補助金額確定通知 → (事業者等→区→都) (都・区) (都→区→事業者等) → 補助金の請求 → 補助金の交付 (事業者等→区) (区→事業者等)	

※1 東京都の検討委員会開催により事業計画に対する質疑が想定され、回答協力が必要となります。

※2 補助内示時期は前後する可能性があります。

※3 内示前の入札・契約は原則認められません。

※4 令和7年度から令和8年度の2か年にまたがる整備計画も対象となりますが、令和7年度に工事出来高1%以上を見込める案件が補助対象整備計画となります。
年度ごとの工事出来高（進捗率）に応じて補助します。

※5 2か年にまたがる整備計画は、令和7年度末に一旦、令和7年度の実績報告を提出し、令和7年度分の補助金の請求が必要となります。

(2) 開設準備経費

令和7年度の東京都の補助協議スケジュールが現時点で確定していないため、昨年度（令和6年度）の補助協議スケジュールに基づき、以下スケジュールを予定しています。選定された事業者等に対しては、東京都の補助協議スケジュール確定後、別途、ご案内します。

内容	時期
	・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護※ ・都市型軽費老人ホーム
選定結果の通知 (区→事業者等)	令和7年10月下旬
事前協議・見積書等提出 (事業者等→区)	～令和8年9月中旬
交付申請書等提出 (事業者等→区)	令和8年11月27日（金）
東京都交付申請書提出 (区→都)	【令和8年12月1日の開設の場合】 令和8年12月25日（金） 【令和9年1月～3月1日までの開設の場合】 令和9年1月8日（金）
審査・交付決定通知 (都→区→事業者等)	令和9年2月下旬
実績報告書提出 (事業者等→区)	～令和9年3月中旬
東京都へ実績報告書提出 (区→都)	～令和9年3月末
補助金額確定通知 (都→区→事業者等)	令和9年4月上旬
補助金の請求 (事業者等→区)	令和9年4月中旬
補助金の交付 (区→事業者等)	令和9年4月下旬

※開設準備経費補助制度のみの申請をする定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち、開設日を令和8年11月30日以前で予定している場合は、上記スケジュールとは異なります。

3 整備・運営に当たり遵守すべき法令等

(1) 関係法令の遵守

本件の応募については、介護保険法（都市型軽費老人ホームは除く）、社会福祉法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法、バリアフリー法等の関係法令を遵守し、以下の条例、要項及び審査基準、並びに各関連施行規則、要領等を満たすことが前提となります。

① 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例^{※1}
- ・ 《東京都》地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱
- ・ 《東京都》令和7年度地域密着型サービス等整備推進事業費補助要綱
- ・ 《東京都》認知症高齢者グループホーム施設整備審査基準^{※2}
- ・ 杉並区地域密着型サービス拠点等整備費補助金交付要綱

② 都市型軽費老人ホーム

- ・ 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 《東京都》都市型軽費老人ホームに関する指針
- ・ 《東京都》令和7年度都市型軽費老人ホーム整備費補助事業補助要綱
- ・ 《東京都》都市型軽費老人ホーム設置経営許可審査基準
- ・ 《東京都》都市型軽費老人ホーム整備事業審査基準
- ・ 杉並区都市型軽費老人ホーム整備費補助金交付要綱

③ ①②共通

- ・ 令和7年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱
- ・ 《東京都》令和7年度定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱
- ・ 杉並区介護施設等開設準備経費補助金交付要綱^{※3}
- ・ 杉並区介護施設等定期借地権設定契約の一時金に対する補助金交付要綱

※1 「杉並区指定地域密着型サービスの事業の手引き」を併せてご確認ください。

※2 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の施設設備補助は、認知症高齢者グループホーム整備事業の審査要領等が準用されます。

※3 開設準備経費補助については、「東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金申請の手引き」を併せてご確認ください。

4 整備・運営等に係る留意事項

(1) 整備等対象地域

本公募における各施設の整備等対象地域は、「第1章2公募する介護サービス基盤」を確認すること。

なお、各地域における地区範囲は、下表を確認すること。

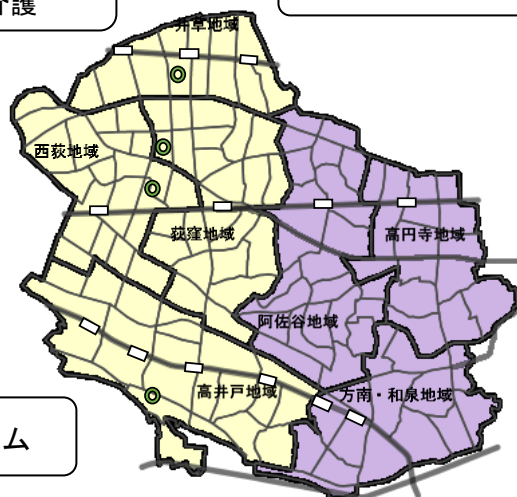
地域名	地区範囲
阿佐谷地域	阿佐谷北1丁目～6丁目、阿佐谷南1丁目～3丁目、下井草1丁目、松ノ木1丁目～3丁目、成田東1丁目～5丁目、成田西1丁目～4丁目、本天沼1丁目、大宮2丁目、浜田山4丁目
高円寺地域	高円寺北1丁目～4丁目、高円寺南1丁目～5丁目、梅里1丁目・2丁目、和田1丁目～3丁目、堀ノ内2丁目・3丁目
高井戸地域	浜田山1丁目～3丁目、高井戸西1丁目～3丁目、久我山1丁目～5丁目、高井戸東1丁目～3丁目、上高井戸1丁目～3丁目、松庵1丁目、下高井戸4丁目・5丁目、宮前1丁目・4丁目・5丁目、
方南・和泉地域	堀ノ内1丁目、大宮1丁目、方南1丁目・2丁目、和泉1丁目～4丁目、永福1丁目～4丁目、下高井戸1丁目～3丁目



小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護



定期巡回・随時対応型訪問介護看護



都市型軽費老人ホーム

※ ▲■◎は、既存施設を表します。

(2) 近隣住民等対応

- ・施設の開設にあたっては、事前に近隣住民対応及び整備予定地の町会・自治会等に対して十分な説明を行い、その際に示された意見・要望に可能な限り対応すること。
- ・訪問先・説明資料は区に報告すること。
- ・周知に当たっては、「杉並区に応募し、事業者として選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、十分注意して実施すること。
- ・周知を行った場合、その後の応募申込の有無、選定の成否に関わらず、事後の経過については責任をもって再度周知し、必要な対応に当たること。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち開設準備経費補助制度のみを活用する場合は、公募要件として近隣周知は不要だが、開所に当たっては十分に近隣の理解を図ること。

(3) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について事業所が複数階に渡る場合は、続いた階で一体的に運営できる設計とすること。

(4) サテライト型の整備を検討する場合は、事前に相談すること。

(5) 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、極力、杉並区内機関とすること。

(6) オーナー型整備にかかる建物賃借権の登記について、東京都が基本方針を定めているため、家賃等の設定根拠を明確にするとともに、オーナー創設型においては、運営事業者が建物賃借権登記を行うこと。また、オーナーは、補助を受けた建物の取り扱いについて、区と協定書を締結すること。

(7) 施設運営事業者は、施設開設に当たり、施設の運営に関する協定書を区と締結すること。

(8) 介護保険サービスの提供を開始する場合は、介護保険法等による手続きが必要となるため、P.15「第2章5担当課」に事前相談の際、介護保険課の事業者係にも相談すること。

(9) 補助金の交付を受けた建物は、耐用年数に応じた財産処分の制限期間があり、この期間を経過するまで、承認を受けないで、建物を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、貸付、担保に供することはできない。

(例：木造22年、鉄筋コンクリート造47年：用途が宿泊用の場合)

(10) 利用者の為にも長期的に安定した施設運営することが必須である。開設から数年で事業の不採算を理由に事業の終了又は転換の相談事例が増えており、また、介護職員の確保ができず、指定時期が遅れる等の事例が散見されている。開設時点で企画提案書に記載した定員数で指定を受けられない場合は、補助金の交付の決定の取り消しや返還を求める可能性がある。

応募に当たっては、採算性や効果、職員採用の見通し等を十分に検討すること。

(11) 天災等やむを得ない場合を除き、財産処分の制限期間内における事業の終了等は原則承認されないが、やむを得ず事業終了をする場合は、東京都の「補助金等交付財産の財産処分承認基準」(平成23年6月1日23財主財第38号)及び杉並区の「杉並区補助金等交付規則」(令和2年3月31日規則第24号)に準じて、交付した補助金を返還していただく可能性がある。

(12) 補助金を活用しての整備事業となるため、低所得者に配慮した料金設定とすること。都市型軽費老人ホームにおいては、生活保護受給者が利用可能な範囲の利用料も設定すること。また、食材費や共益費など、利用者の実費負担費用については、実費精算を行うなど、利用料の明瞭化に努めること。なお、施設の建築工事にかかる契約金額と計画段階の見積額が大きく乖離している場合は、利用料の見直しを求める場合がある。

(13) 開設時の利用料は、必ず補助協議時点の利用料と同額とすること。なお、開設後に利用料(家賃、光熱水費、共益費)を変更する際には、P.15「第2章5担当課」に事前相談し、区の承認が必要となる。

- (14) 杉並区の補助制度は、国及び東京都の補助制度を活用しているため、東京都に対して補助協議に必要な提出書類等の作成等に協力すること。
- (15) 当該施設整備に関する工事契約及び着工は、東京都の補助内示後かつ補助内示年度中に行うこと。
- (16) 施設の建築業者については、東京都が定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準」を参考に区の基準に準ずる形で、補助対象事業者が一般競争入札を行った上で、契約することを原則とする。また、補助対象となる設備（備品）の購入等については、区が行う契約手続の取扱いに準じた見積業者数を揃える、もしくは一般競争入札を実施すること。
- (17) 補助内示が出た後に図面等の変更が必要な場合には、変更する前にP.15「第2章5担当課」へ必ず相談すること。
- (18) 都市型軽費老人ホームに入居後、介護を必要になった場合でも、入居者が介護サービスを利用しながら可能な限り当該施設に居住できるよう配慮すること。

5 担当課（書類提出先及び問い合わせ先）

杉並区保健福祉部高齢者施策課施設整備推進係
所在地：杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区役所東棟7階
電 話：03-3312-2111（代表） 内線1724
e-mail：K-SEIBI@city.suginami.lg.jp
受付時間：午前9時～午後5時（土日及び祝日を除く）

